



福島県医第 1465 号 (地)

平成 26 年 8 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

上毛町こども医療費支給制度の拡大について (お願い)

今般、上毛町こども医療費支給制度について、平成 26 年 10 月 1 日より、入院だけでなく通院・調剤についても給付対象とする旨、上毛町より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、

- 1) 乳幼児医療費支給制度については従来の取扱いと変更ありません。
- 2) 本制度に関するお問い合わせについては、上毛町役場長寿福祉課福祉医療係 (0979-72-3111) までご照会ください。

記

1. 上毛町こども医療費支給制度 (平成 26 年 10 月 1 日診療分から改正)

	現行	改正後
対 象 者	小学校就学から中学校終了まで	小学校就学から中学校終了まで
医療証の色	ラベンダー色	ラベンダー色
本人負担	無料 (入院のみ)	通院 800 円/月 入院及び調剤 無料

26 上長福第1064号

平成26年8月11日

社団法人 福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

上毛町長 坪根 秀介

(長寿福祉課福祉医療係)

こども医療費支給制度の拡大について (お願い)

拝啓

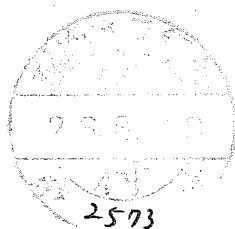
残暑の候、貴会におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より上毛町の医療行政につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、上毛町は子育て世帯の負担を軽減し、お子さんがより安心して医療を受けられるよう、こども医療費支給制度の拡大を本年10月1日から実施することとしています。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、新たな医療費支給制度の実施にあたりまして、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



上毛町 こども医療費支給制度の拡大について

上毛町では、平成26年10月1日から、こども医療費支給制度の拡大を実施することとなりました。この制度を導入していただくにあたり、助成の内容についてお知らせいたします。

受給対象者

<こども医療>

小学校就学（6歳に達する日以降の最初の4月1日）から、中学校終了（15歳に達する日以降の最初の3月31日）までのこども

※生活保護の受給者、福祉施設（医療費が措置される施設）に入所中の方は対象外です。

※保護者の所得制限はありません。

医療証について

受給対象となる受給者に「こども医療証」を交付します。

<医療証の色>

現行の乳幼児医療証と同じ（ラベンダー色）

<公費負担者番号>

現行の乳幼児医療証と同じ

上毛町 81401317

助成される医療費の範囲

こども医療・・・通院・調剤が対象

一部自己負担金について

通院：一部自己負担額 月800円まで

調剤：無料

※医療保険適用外の費用については本人負担。

こども医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療の優先順位について

重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証をお持ちの方にも、こども医療証は交付されます。この三つの公費は有利な制度を受けてよいこととなっていますので、窓口で複数の医療証の提示があった場合は、最も受給者の負担が少ない制度を適用していただきますようお願いいたします。

＜各制度の一部自己負担金＞

制度名	一部自己負担金（窓口での本人負担）		
	入 院	通院（入院外）	調 剤
乳幼児医療	無 料	無 料	無 料
こども医療	無 料	800円／月	無 料
障害者医療	500円／日（月上限20日） 低所得（減額認定証を提示した場合） は、300円／日（月上限20日）	500円／月	無 料
ひとり親医療	500円／日（月上限7日）	800円／月	無 料

注意点

- ①こども医療証とひとり親家庭等医療証を持っている受給者が、通院、調剤で診療された場合
ひとり親家庭等医療を優先させてください。
- ②こども医療証とひとり親家庭等医療証を持っている受給者が入院された場合
ひとり親家庭等医療の方を優先し、自己負担額を窓口で徴収してください。後日、その領収書
をもって上毛町へ申請することで、こども医療により、差額を払い戻しになります。

他の公費負担医療がある場合

国や県が実施する公費負担医療（自立支援医療、養育医療、特定疾患等）が適用される場合は、乳幼児医療証、こども医療証は使えませんので、その公費負担医療の自己負担額を窓口で徴収してください。後日、受給者がその領収書をもって上毛町へ申請することで払い戻しになります。

請求方法について

こども医療費につきましては、現行の乳幼児医療費と同じ方法でご請求ください。

＜福岡県の医療機関等＞

福岡県国民健康保険団体連合会を經由して請求

＜大分県の医療機関等＞

九州東芝エンジニアリングを經由して請求

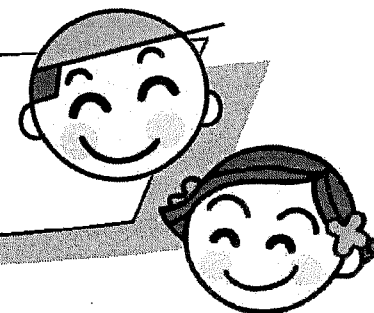
＜お問い合わせ先＞

上毛町役場 長寿福祉課 福祉医療係

〒871-0992 上毛町大字垂水 1321 番地 1 TEL 0979-72-3111（内線 161・167）

平成26年10月1日から

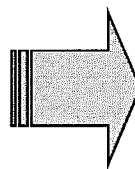
上毛町こども医療費支給制度が拡充されます。



平成26年9月30日まで

こども医療費支給制度

- 対象者 小学校就学から中学校終了まで
- 本人負担 無料（入院のみ）
- 所得制限 なし



平成26年10月1日から実施されます

- 対象者 小学校就学から中学校終了まで
- 本人負担 通院 800円／月
入院及び調剤 無料

※通院や調剤も対象になります。

※乳幼児医療証、こども医療証は、福岡県内と中津市の医療機関でのみ使うことができます。それ以外の医療機関では使えません。それ以外の医療機関で受診された方は町役場で払い戻しの手続きをしてください。（払い戻しには領収書が必要です。）

※入院時の食事代・入院室料の差額、容器代、交通費、及び医療保険の適用を受けない費用については対象となりません。

※生活保護世帯、医療保険未加入者は対象となりません。

乳幼児医療費支給制度は
これまで通り変更ありません。

- 本人負担 小学校就学前まで無料（入院・通院・調剤）

～ 詳しくは担当窓口へお尋ねください ～

上毛町役場 長寿福祉課 福祉医療係 ☎72-3111 内線161・167